課 班 名 地域保健課

業務名

12)感染症予防対策業務

(管内の現状及び課題)

1 新型インフルエンザ対策

平成22年12月「長崎県新型インフルエンザ対策行動計画(第3版)」により、現地対策本部長は振興局保健部長から振興局長へ変更。今後、マニュアル(壱岐保健所版)を改訂する必要がある。

- 2 結核対策
 - (1) 平成22年度中に登録された新登録結核患者数は7名。(喀痰塗抹陽性患者は2名)
 - (2) 壱岐市の結核定期健康診断(対象者は65歳以上)受診率は4.4%と低い状況。
 - (3)医療機関からの結核発生届、結核患者入退院届の提出遅れが数件あり、届出の期限厳守を周知徹底する必要がある。
 - (4)精密検査、接触者健康診断(勧告書による通知)を確実に実施する必要がある。
 - (5) 結核患者発生時、退院時、治療終了時の患者面接・訪問を確実に実施する必要がある。
 - (6)直接服薬確認(DOTS)事業を推進し、治療成績の評価のためにコホート検討会を開催する必要がある。
- 3 肝炎ウイルス対策
 - (1) 壱岐市はC型ウイルス肝炎インターフェロン受給者数(人口10万対)が、県内で飛びぬけて多い。
 - (2)管内は肝臓関係(ウイルス性肝炎・肝がん・肝疾患)死亡率が全国・長崎県と比較して高い。
 - (3)肝炎検査について、保健所及び委託医療機関での受検者数は少ない。 壱岐市は20年度から健康増進 法による肝炎検診を実施していない。
 - (4) 平成23年5月 肝炎対策の推進に関する基本的な指針が策定。
- 4 麻しん対策

壱岐市の予防接種率 1期90.9%、2期91.0%、3期96.5%、4期94.5% (国の示す目標は95%以上) 長崎県版「保健所における麻しんの積極的疫学的調査マニュアル」(平成23年度策定予定)

(対策及び本年度の目標)

1 新型インフルエンザ対策

壱岐保健所新型インフルエンザ対策マニュアルを改訂し、関係機関との体制整備を行う。

- 2 結核対策
 - (1)結核発生届、結核患者入退院届の提出期限の厳守について医療機関へ周知し、患者情報の迅速な把握 に努める。
 - (2)精密検査、接触者の健康診断(勧告書による通知)を確実に実施し、再発者の早期発見に努める。
 - (3)新規患者への早期訪問、面接(2週間以内)を実施し、確実な服薬の支援を実施する。
 - (4) コホート検討会を実施し、結核患者の治療について精度管理を行う。(年度末に1回)
- 3 肝炎ウイルス対策
 - (1) 肝炎治療特別促進事業の推進
 - (2)検査受検者数の増加
 - (3)要精密者を適切な医療につなげる。
- 4 麻しん対策

長崎県版「保健所における麻しんの積極的疫学的調査マニュアル」に基づく体制整備を行い、麻しん発生 時には迅速に疫学調査を実施する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 インフルエンザ対策
 - (1)新型インフルエンザ

企画調整課と協力し、壱岐保健所新型インフルエンザ対策マニュアルを改訂する。 壱岐地域新型インフルエンザ行動計画策定については、企画調整課、振興局と連携しながら進めている。

医療機関や住民に対して、迅速な情報提供・注意喚起を実施する。

各種サーベイランスについては国の指針に基づき実施する。

(2)高病原性鳥インフルエンザ対策

発生時に迅速に対応するために、定期的な情報の共有化、合同訓練を実施する。

- 2 感染症発生に備えた体制整備と迅速な対応
 - (1)発生予防のため、住民への注意喚起
 - (2)発生時の迅速な対応
 - (3)関係機関へ感染症情報の提供
 - (4) 感染症発生動向調査事業の実施、学校欠席者情報収集システムの活用
 - (5)乳幼児施設に対して「乳幼児施設における感染症予防マニュアル」の活用状況を把握するとともに、 再周知し、感染予防を図る。
- 3 壱岐保健所地域感染症対策協議会(年1回)

地域における感染症対策等の円滑な推進のために協議、検討を行う。

- 4 結核対策
 - (1)患者管理

結核患者発生時、退院時、治療終了時の患者面接・訪問を確実に実施する。(発生時の初回面接 訪問は2週間以内に実施する。)

精密検査、接触者健診(勧告書による通知)は確実に実施する。

結核患者の適正な管理・接触者の正確な把握のためにケース検討会を実施する。

結核患者の情報の把握に努め、治療脱落者を防止し、再発者を早期に発見する。

(2) 予防啓発活動

普及啓発活動9月24日~30日までの結核予防週間を利用し、結核の普及啓発活動を実施する。

- ・医療機関・施設に結核予防、二次感染防止についての知識を普及する。
- ・結核定期健康診断(対象者は65歳以上)の受診について普及啓発する。

市町・学校および特定業種が行った定期の健康診断結果の報告を徹底させる。

医療機関との連携を図り、結核患者の届出やその他の情報の迅速な把握に努める。

(法的届出・報告の厳守について指導する。)

(3)適正医療の実施

結核診査専門部会を開催し、結核医療の基準に基づいた適切な医療を実施する。(年13回) 診療報酬明細書等の点検や結核指定医療機関指導検査を実施する。

(4)結核対策特別促進事業

直接服薬確認(DOTS)事業を展開する。(コホート検討会を開催する。)

- 5 エイズ・性感染症予防
 - (1)普及啓発活動

HIV検査普及週間及び世界エイズデーにあわせた広報活動を継続 高校2校で、性感染症予防についての講演を実施

- (2)相談・検査の実施
- (3)性感染症の全数把握を実施

6	肝炎ウイルス対策
	(1)肝炎治療特別
	(2)検査、相談 <i>の</i>

- 別促進事業の実施
- D実施
- (3) 壱岐地区における肝炎対策検討会の開催
- 麻しん対策
 - (1)予防接種率向上に向けた普及啓発を実施する。(特に1期、2期)
 - (2)長崎県版「保健所における麻しんの積極的疫学的調査マニュアル」に基づく疫学調査を実施する。
 - (3)地域感染症対策協議会、養護教諭部会等で協議しながら対策を推進する。
 - (4) 市が実施する予防接種連絡会へ参加する。

13)難病対策業務

(管内の現状及び課題)

- 22年度末 受給者証所持者は223名(22年度新規申請者:29名)
- 1 在宅患者支援について
 - (1)支援区分が決定していないため、区分に基づいた訪問が十分実施できていない。新規申請者に保健師 による面接を実施し、難病担当者のみで区分を決めている状況である。
 - (2) 昨年度の新規申請者の状況には、入院や入所者、ADL自立の人、自己管理可能な人(要観察C)が 多い。また、要強力支援Aは、神経・筋疾患患者が多い。

今年度、神経・筋疾患患者の療養生活状況を把握し、重点的に支援していく必要がある。

(新規申請者29名の支援区分状況~要支援B:1名、要観察C:28名)

(更新申請者194名の支援区分状況~要強力支援A:2名)

- 2 難病従事者について
 - (1)在宅療養患者の訪問には、適宜関係機関(壱岐市・訪問看護・社協等)と情報共有し、支援体制の整備を推進する必要がある。
 - (2)島内での従事者研修会には限りがあり、島外への交通も不便なため保健所が実施する従事者研修会の必要性は高いと考えられる。
- 3 医療相談会について
 - (1)島内に患者会はなく、島外への交通が不便なため、島外の患者会に参加しにくいという声がある。
 - (2)医療相談会について、島内の眼科専門医から網膜色素変性症患者へ勉強会をしたいという要望があった。また、長崎県難病相談・支援センターから医療相談会の共催の依頼があった。

(対策及び本年度の目標)

- 1 新規申請者と支援の必要性が高いと思われる神経・筋疾患患者の支援を重点的に実施する。
- 2 難病従事者が実践的な援助方法を学ぶ研修会を実施する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

難病特別対策推進事業

- 1 難病患者地域支援対策推進事業
 - (1)在宅療養支援計画策定・評価事業

新規申請時、支援区分を決めるため、保健師が面接を行う。

更新申請時、神経・筋疾患患者へ、生活状況を把握するために、アンケートを実施する。

難病在宅療養生活支援検討会を2ヶ月に1回実施し、患者の支援区分を決定する。

関係機関とケース検討会を実施し、情報共有し、役割を確認する。

(2)訪問相談事業

他機関との連携を綿密にとり、支援区分に応じた定期的な訪問を実施する。

難病従事者研修会(日常生活の援助方法について)を年1回実施する。

(3)医療相談事業:年2回

網膜色素変性症患者への勉強会を実施する。

長崎県難病相談・支援センターとの共催により、支援の必要性が高いと思われる神経・筋患者への 相談会を実施する。

(4)訪問指導(診療)事業

必要なケースがいれば、実施する。

2 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

基礎 コースを実施する。

3 特定疾患申請

課員で統一した対応を行い、スムーズに申請ができるよう体制を整える。

- 4 その他
 - (1) 難病患者の希望に応じ、情報提供を行う。
 - (2)生活保護の難病患者には、壱岐市保護課等と情報共有を行い、必要時、検討会を実施する。

14)健康づくり対策業務

(管内の現状及び課題)

- 1 壱岐市のがん検診受診率は、7.1%(胃がん)~10.3%(肺がん)と県下でも低い。
- 2 特定健診(壱岐市国保)の受診率が32.2%と目標値(国:65%、市:45%)を達成していない。
- 3 飲酒 (アルコール)対策では、保護者が未成年者の飲酒に対して寛容な面があり、未成年者とともに保護者への教育も行う必要がある。

4 たばこ対策事業

- (1)22年度に重点事業として取り組み、22年7月から島内タクシー全面禁煙となり、禁煙・分煙への関係者の理解は徐々に広まっている。
- (2)禁煙・分煙対策では、壱岐市と協力して、市の公共施設の完全分煙化に取り組む必要がある。
- (3)禁煙ポスターコンクールでは、低学年の応募が少ない。22年度作品展示会の開催はできなかったが、 今後も継続して取り組む必要がある。
- 5 健康づくり応援の店推進事業

登録店舗数:19店舗。

壱岐市農業振興課から「地産地消こだわりの店」と共同での PR について提案があっている。 登録店舗の拡大のため、「健康づくり応援の店ガイドマップ:壱岐版」の活用や、壱岐市農業振興課から提 案の「地産地消こだわりの店」と共同での PR など、連携した周知が必要。

6 食育推進事業

22年3月「壱岐市食育推進計画」策定。23年3月「長崎県第2次食育推進計画」策定。 策定後の方針等について、市と検討し推進を図る必要がある。

7 地域・職域連携推進協議会では、がん対策、肝炎対策、自殺対策も含めた様々な地域の課題や方針を出し、 地域・職域で取り組むことが求められており、協議会が機能を十分果すことが必要である。そのため、市と 連携し、壱岐市成人保健連絡会(職場・地域健診対策会議)と連動した取り組みを行う必要がある。

(対策及び本年度の目標)

1 地域・職域連携推進協議会について

地域の課題や方針を明らかにするために、市と連携し、壱岐市成人保健連絡会(職場・地域健診対策会議) と連動した取り組みを行う。

- 2 たばこ対策事業について
 - (1)「禁煙・分煙宣言施設」認証制度の活用等で、禁煙・分煙対策の普及を目指す。
 - (2)市公共施設の対策について、市と検討する。
- 3 栄養・食生活による健康づくり事業について
 - (1) 壱岐市食育推進連絡会へ参加するなど食育推進事業と連携し、健康づくりのための食育推進の取り組みを行う。
 - (2)登録店舗の拡大のために、普及啓発等を行う。
- 4 休養・こころの健康づくり対策について
 - (1) 自殺予防対策事業と併せて事業を展開する。
 - (2)「睡眠健康教育用資料」を活用し、普及啓発を図る。

(本年度の主な事業内容と実施内容)

- 1 地域・職域連携推進協議会について
 - (1)協議会の開催 (1回)
 - (2)職域での健康づくりのための具体的な活動 職域の健康づくり情報提供(いきいき健康づくりの発行)

年2回発行(平成23年度は第8~9号)

- 2 たばこ対策事業
 - (1)禁煙ポスターコンクール

校長会、養護教諭部会等で応募作品の審査基準について周知する。

- 一次審査会を実施する。
- (2)禁煙ポスターコンクール作品展示会

県展示会終了後より3月中旬までの間に、応募作品全点を展示する。

(3)禁煙・分煙対策

県施設について、禁煙化を推進している部署でもあるため、施設内禁煙100%を働きかける。 市の公共施設については、受動喫煙防止対策として、効果的な分煙対策に向けて市と検討する。 多くの人が利用する施設については、「禁煙・分煙宣言施設」認証制度の活用を図る。

- 3 栄養・食生活による健康づくり事業
 - (1) ヘルシーライフサポート事業 (健康づくりのための食育推進) 壱岐市食育推進連絡会へ参加し、食育推進の取り組みを行う。
 - (2)健康づくり応援の店推進事業

壱岐市農業振興課と連携し、健康づくり応援の店ガイドマップ等により、登録店舗の周知を図る。

- (3)長崎県版食事バランスガイドの普及
- 4 休養・こころの健康づくり対策

自殺予防対策事業と併せて事業を展開し、「睡眠健康教育用資料」を活用した普及啓発を図る。

業 務 名

15)栄養改善対策業務

(管内の現状及び課題)

- 1 特定給食施設・給食施設指導
 - (1)集団指導:22年度保育所を対象とし、ガイドラインの変更や長崎県保育所給食実施要領の変更等について研修会を企画したが、都合により実施できなかった。
 - (2)個別指導:平成22年度指導件数 35/38 指導未実施施設 3(病院1、老人福祉施設2)
- 2 調理師等研修会
 - (1)22年度1回開催。対象を給食施設に絞ったので、知ってもらいたい内容を入れることができた。
 - (2)アンケート結果より、食育に関する内容を望む声が多い。
 - (3)福祉施設給食に関しては、嚥下がスムーズに行えるような食事形態等について課題あり。
 - (4) 今年度はマンパワー不足により、実施予定なし。
- 3 市町栄養士研修事業

地域の健康づくり、栄養改善、食育の円滑な推進等を図るため、市栄養士等に対する支援が必要である。内容については、市栄養士と検討する必要がある。

- 4 国民(県民)健康・栄養調査
 - (1)国民健康・栄養調査:22年度は非該当。
 - (2) 長崎県健康・栄養調査:今年度は5年に1度の調査実施年。データは「健康ながさき21」の 評価資料ともなる。栄養士不在の場合、他保健所から栄養士の協力を得て実施する。
- 5 食生活改善推進員の活用及び組織強化
 - (1)地域の健康づくりの担い手として行政と一緒になって取り組みを続けている。
 - (2) 平成22年度は、市協議会への支援として、総会へ来賓として参加、養成講座へ講師として対応。 保健所別リーダー研修会は、市と共催で食育について実施した。
- 6 管理栄養士公衆栄養学実習は、23年度受け入れは困難。

(対策及び本年度の目標)

- 1 給食施設指導:集団指導(年1回研修会)と個別指導を実施する。
- 2 市町栄養士研修事業:年1回研修会を実施する。
- 3 国民(県民)健康・栄養調査
- 4 食生活改善推進員の活用及び組織強化:年1回研修会を実施する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 給食施設指導
 - (1)集団指導:保育所における「食事の提供に係る業務」実施要領(改定版)の周知について年1回研修会を実施する。
 - (2)個別指導:「給食施設指導票」を活用し、巡回指導を実施する。
- 2 市町栄養士研修事業
 - 年1回研修会を実施する。

内容については、壱岐市栄養士と検討する。

- 3 国民(県民)健康・栄養調査
 - (1)国民健康・栄養調査:地区内定(6月)
 - (2)長崎県健康・栄養調査:担当者説明会(8月) 調査実施(10下旬~12月)
- 4 食生活改善推進員の活用及び組織強化

壱岐市と連携し、壱岐市の食生活改善推進員が活発に活動できるよう支援する。

六つ輪会研修会(保健所別リーダー研修会):11月18日(金) 壱岐市と共催で実施

16) 歯科保健対策業務

(管内の現状及び課題)

- 1 壱岐地区歯科保健推進協議会
 - (1) 壱岐歯科保健大綱(H13~H22)は、継続して推進する。 新しい壱岐版の大綱は、平成25年に長崎県のプランが作成された後、作成する。
 - (2)取り組み状況は各ステージでばらつきがある。各組織が活動する中で、大綱の目標について意識が低い現状がある。
- 2 歯科保健従事者研修会 (デンタルワークショップ壱岐 '11) 昨年度、対象者には難しい内容であった。運営委員会でテーマ、対象者について検討する必要がある。
- 3 歯科保健の普及啓発、市への事業支援
 - (1) 壱岐市の1歳6ヶ月児、3歳児のう歯有病率は県内でも悪い状況である。特に乳幼児への取り組みが必要だが、詳しい歯科保健のデータ分析が進んでおらず、取り組みが不十分である。
 - (2)市はフッ素洗口を普及するため、データ分析について専門家協力を必要としている。
 - (3) 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例を周知する。

(対策及び本年度の目標)

- 1 壱岐歯科保健大綱の進捗状況を管理し、新しい壱岐版の大綱の作成に向け、今後の推進について協議する。
- 2 歯科保健従事者が実践につながる内容を学ぶ研修会を実施する。
- 3 壱岐市歯科保健事業のデータ分析を行い、乳幼児への対策を検討する

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 歯なまるスマイル21推進事業
 - (1) 壱岐地区歯科保健推進協議会:年1回委員構成や協議内容等を壱岐市と検討する。
 - (2)歯科保健従事者研修会:年1回

歯科保健従事者の質の向上を目的として、『予防歯科』をテーマに歯科保健従事者研修会(デンタルワークショップ壱岐・11)を開催する。対象を明確にし、対象者に応じた内容を実施する。 運営会議を開催し、具体的なテーマ、実行委員を決定する。 実行委員会を設置し、研修会の企画・運営を行う。

(3)歯科保健の普及啓発、市への事業支援

歯科保健のデータを分析し、乳幼児への対策を検討する。 壱岐市歯科保健連絡会へ出席し、壱岐市歯科保健事業に協力する。 会議等により現状把握、課題の整理をし、ニーズにあった取り組みを行う。 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例について、機会をとらえ、周知する。

- 2 障害者巡回歯科診療:平成23年6月毎週金曜日
 - (1)事前説明会を実施する。
 - (2) 実施会場の確保、調整。
- 3 県民歯科実態調査: 平成23年11月 調査地区(壱岐市)との調整・会場運営等を行う。

17)精神保健福祉対策業務

(管内の現状及び課題)

- 1 壱岐市内に入院している患者数56名・精神保健福祉手帳所持者180名・精神自立支援医療受給者 289名である。平成22年度の相談件数は、面接が58件(実35件)、電話相談は224件、訪問指導は 45件(実16件)だった。社会資源は、精神病院2カ所・地域活動支援センター1カ所・福祉ホームB型1 カ所・地域活動所1カ所・訪問看護ステーション2カ所、ホームヘルプサービス等がある。
- 2 壱岐市民病院の精神科病床が7月16日から休床となることにより、治療中断や悪化を防ぐために関係機関と 連携した支援体制を作る必要がある。
- 3 壱岐保健所地域精神保健医療福祉協議会では、専門部会である「壱岐保健所精神障害者地域移行支援協議会」と「壱岐地域自殺対策専門委員会」の取り組みについて報告し、次年度の取り組みについて承認を得ることができたが、地域の精神保健医療福祉対策における課題について協議することができなかった。
- 4 地域移行支援協議会では、対象者の支援計画の策定や体制整備のための調整を行った。

壱岐障害者地域自立支援協議会の地域生活移行部会では、主に在宅の障害者の生活状況についてアンケートを実施しており、入院患者への働きは少なく、取り組み事項が異なっている。

壱岐市では、3 障害に対応する壱岐市障害者地域自立支援協議会が H21 年 1 月に発足した。その協議会に4つの専門部会(地域生活移行部会、就労支援部会、児童部会、ショートステイ部会)がある。当所の地域移行支援協議会は、23年度に市の地域生活移行部会に統合する。

現状では、壱岐地区の相談機関を当事者や家族及び関係者向けに作られたパンフレットがない。

5 自殺統計では、自殺死亡率(人口10万対)では、壱岐市の男性は長崎県・全国より高い率であり、女性は長崎県より高く、全国よりは低くい。また、年齢別(H13~21の合計)では、男性は45才~54才の自殺者数が最も多く、次に55才~64才となっている。女性では、75歳以上が最も多い。

働き盛り男性のメンタルヘルスに関する相談者は、ほとんどが家族等である。働き盛り世代の周囲の人(事業主・家族・仲間など)が本人の変化に気づき、傾聴・つなぎ・見守りができるような働きかけが有効と思われる。

- 6 高次脳機能障害については、住民や関係スタッフの障害特性理解が不十分であることから、普及啓発と支援 体制整備の推進が必要である。
- 7 県は社会問題化しているひきこもりについて、支援体制を整備することを目的に平成22年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施している。そこで、保健所は長崎県こども・女性障害者支援センターが実施した「ひきもり対策支援に関する実態調査」に協力をした。その結果、保健所での相談件数は1件である。平成24年度ひきこもり教室開催に向けて、関係者のひきこもりについての理解を深める必要がある。

(対策及び本年度の目標)

- 1 市民病院精神科休床に伴い、壱岐市民病院・壱岐市健康保健課・地域活動支援センター等の関係機関との連携をはかり治療中断や悪化を防ぐための支援を行っていく。
- 2 医療機関等から地域生活への移行及び定着できるよう体制整備を図る。
- 3 自殺対策として、働き盛り世代への働きかけを、関係機関とともに行うことで、連携を強化し、働き盛り世代への効果的な介入を図る。(重点事業に記載)
- 4 高次脳機能障害者の支援体制整備を推進する。
- 5 ひきこもりについて関係者の理解を深め、地域での支援体制について検討する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 壱岐保健所地域精神保健医療福祉協議会(年1回開催)
 - (1)専門部会である「壱岐保健所精神障害者地域移行支援協議会」と「壱岐地域自殺対策専門委員会」の報告 及び協議をする。高次脳機能障害については、取り組みの紹介をする。
 - (2)地域における精神保健医療福祉の課題について協議する。
- 2 地域移行・地域定着支援事業
 - (1)地域移行支援協議会の実施:年2回以上

本協議会が壱岐障害者自立支援協議会の地域生活移行部会に移行する。

家族支援(家族のエンパワーメント):パンフレットの作成

当事者(入院・在宅)支援 : 当事者会支援 院内茶話会の検討実施 : 各病院1回以上

個別支援会議 : 3回以上。

(2)普及啓発活動

市精神保健連絡会に参加し説明会を行う。年1回以上

- 3 自殺対策
 - (1)基盤整備(ネットワーク)

自殺対策専門委員会(2回): 普及啓発についても検討する

相談窓口担当者連絡会(1回): ミニ講座により「相談窓口用手引き」を紹介する。

地域・職域連携推進協議会での働きかけ(1回)

(2)普及啓発(一次予防)

壱岐市健康保健課と共催で、うつ病対策講演会の開催。

壱岐市健康保健課と共催で、自殺予防凋間キャンペーンの実施

出前講座

自殺強化月間の取り組み

(3) ハイリスク者支援 (二次予防)

自殺の危険因子をもつ者の自殺の再発防止事業

多重債務者等の暮らしとこころの相談事業

- ·相談(月1回:7月~)
- ・ミニ講座(1回)

新任の民生委員へ「相談窓口用手引き」の研修を行う。

(4)遺族支援(三次予防)

新任の民生委員へ「相談窓口用手引き」の研修を行う。

4 社会適応訓練事業

運営協議会の開催(必要時)

- 5 自助グループへの育成・支援に関すること SUNSUNクラブ (精神障害者当事者会)への支援を地域移行・地域定着支援事業と併せて行う。
- 6 高次脳機能障害支援促進事業(地域リハビリテーション支援体制整備事業参照) 地域リハビリテーション連絡協議会の専門部会で検討していく。
- 7 ひきこもり対策
 - (1)リーフレット(長崎こども・女性・障害者支援センター作成)の配布
 - (2)関係機関との会議、研修等を開催
 - (3) 個別相談及び、実態の把握とひきこもり家族教室の検討

業務名 18) 母子保健対策業務

(管内の現状及び課題)

1 軽度発達障害児・グレーゾーン児等については、早期発見、早期支援に努めていく必要がある。 壱岐市では、スクリーニングの精度を高めるため、平成22年度から3歳児チェックリストを導入した。 健診後のフォロー体制を含めた一連の支援体制のさらなる充実を図っていく必要がある。

また、平成20年度より実施している保育所(園)幼稚園等発達支援研修会においては、参加者の満足度 も高い。今後も地域で普及していくための体制づくりに取り組んでいく必要がある。

- 2 障害を持つこどもの支援については、地域の関係機関と連携・協力して実施している。管内では児童デイサービスが地域における中心的な療育機関となっている。22年度、児童デイに通所しているこどもを対象にした療育通所支援型巡回療育相談を試行的に実施し、いくつかのメリットがあげられた。今後支援型を含めた巡回療育相談を通して、家族とともに支援者がより専門的な助言を得る場となるようにし、充実した児への支援を行っていくことが必要である。また、長期療養児で人工呼吸器を装着して在宅生活を送る児がいる。安定した在宅療養ができるように、関係者と連携し、患児・家族の支援体制を整える必要がある。
- 3 思春期等については、若年の妊娠や性交の低年齢化など全国と同様の問題が見られる。管内では、2 2 年度 1 0 代の妊娠が4件報告されている。H22年度は、所内で検討したが、さらに、市や教育関係者を含め、性教育とエイズ予防事業とを絡めた普及啓発について検討していく必要がある。

(対策及び本年度の目標)

- 1 軽度発達障害児・グレーゾーン児の早期発見、早期支援のため、支援体制のさらなる充実を図る。
- 2 療育通所支援型巡回療育相談の定着を図り、支援者の資質向上を行い、療育支援の充実を図る。
- 3 若年の妊娠や性交の低年齢化に関しては、現状を把握し、地域での取り組みを検討する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 発達障害児支援体制整備事業
 - (1) こども相談の実施(乳幼児発達専門相談)4回
 - (2)保育所(園)幼稚園等発達支援研修会

フォローアップ研修 1回

ティーチャー・トレーニング研修 1クール:6回

研修会についての検討会1回以上

(3) 壱岐市お遊び教室への支援(家族支援教室等支援)

社会福祉職派遣 8回 言語聴覚士派遣(県央HC)4回

- 2 地域総合療育指導事業
 - (1)巡回療育相談事業の実施(小児(支援型含む)2回:8日 整形2回:4日)
 - (2)研修会の開催
 - (3)保育所、幼稚園、学校への支援
 - (4)在宅療養児ケースを通しての関係機関との連携、支援体制の検討
- 3 こども虐待予防事業
 - (1)関係機関との連携強化(ケース検討会の開催・参加)
 - (2)普及啓発
- 4 健やか親子サポート事業
 - (1)健やか親子相談の実施(臨床心理士による相談:年6回、保健所職員による相談:随時)
 - (2)性教育やエイズ予防等に関する普及啓発について市や教育関係者との検討会開催
- 5 関係機関との連携

業 務 名

19)地域リハビリテーション支援体制整備事業

(管内の現状及び課題)

- 1 地域リハビリテーション専門部会(高次脳機能障害)を立ち上げ、H21年度は医療機関などの関係施設の認識が少ないと考えられたため、圏域の支援体制図と病院・施設向けのリーフレットを作成した。 H22年度は関係機関すべてに郵送でリーフレットを配布したことで、新規の相談者が1名あり適切な支援が行われ問題は生じていない。住民への周知については、市報だけでなく多くの人が知ることが出来る方法を検討する必要がある
- 2 管内高齢化率は、32.1%(H22.10.1)と県平均26.0より高く、65歳以上の要介護率も高い。H21年4月22日より、壱岐市はいかい高齢者SOSネットワーク連絡協議会が発足しシステムが少しづつ稼動している。

(対策及び本年度の目標)

- 1 壱岐地域リハビリテーション広域支援センターの安定した事業実施への支援
- 2 高次脳機能障害者の支援体制整備の推進
- 3 壱岐市で取り組む地域リハビリテーションに関する各部会の支援

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 地域リハビリテーション支援体制整備事業
 - (1)地域リハビリテーション連絡協議会の開催1回 広域支援センター指定について事前会議1回
 - (2)地域リハビリテーション専門部会の開催...3回

内容: 事例検討を通して支援体制の構築・研修会に関する検討 高次脳機能障害の住民への普及啓発・医療保健福祉等の関係者への啓発

(3) 広域支援センターの支援...随時

研修会支援...企画支援、講師調整、共催実施等 地域リハビリテーション広域支援センター運営会議への支援

- 2 市町等支援
 - (1) 壱岐市障害者自立支援協議会及び専門部会へ委員として参加
 - (2) 壱岐地域障害者就労支援ネットワーク連絡協議会の委員として参加
 - (3) 壱岐市はいかい高齢者SOSネットワーク連絡協議会及び専門部会へ委員として参加
 - (4) 壱岐地域生活福祉・就労支援協議会の委員として参加